

医療用医薬品の安定供給の実現を求める意見書

国民の健康と命に関わる医療用医薬品について、現在、先発医薬品と同等の効能がある後発医薬品が広く普及しつつある。後発医薬品は先発医薬品と比べ、安価であり、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものと期待されることから、その使用について促進されているところである。

一方、後発医薬品メーカーによる医薬品医療機器等法違反事案を端緒として、現在、医療用医薬品の供給不安が継続している。令和6年4月の時点において、3,500品を超える医療用医薬品が供給停止や限定出荷などとなっており、国民に必要な医療用医薬品が十分に供給されない状況となっている。

また、頻繁な薬価の改定に伴う医療用医薬品価格の下落も採算面からの出荷減少を招く一因となっており、このような状況が続けば、後発医薬品だけでなく、国民に必要不可欠な医療用医薬品全体の安定的な供給が困難になるおそれがある。

国も供給不足を未然に防ぐため、情報を収集する体制を強化しているものの、国民の健康と命に関わる医療用医薬品の必要性を踏まえると、安定供給に向けたさらなる対策が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を早急の実現するよう強く要望する。

- 1 国民に必要な医療用医薬品が十分に供給されるよう、急激に原材料価格やエネルギー価格などが高騰した際に薬価の下支えのため、より柔軟な価格変更を可能にするなど、医療用医薬品の供給不足を防ぐ取組を実施すること。
- 2 国民に必要な医療用医薬品が安定的に供給されるよう、その増産に必要な支援を行うなど、適正で安定した医療用医薬品サプライチェーンの構築に向けた取組を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月4日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		